

【ちばぎんカードローン契約】

私は株式会社モビット(以下「保証会社」という。)の保証人として、株式会社千代銀行(以下「銀行」という。)の当座貸越元金に当座貸越取引(「ちばぎんカードローン取引」)をするのについて、次の各条項を訂じます。

第1条 (取引方法)

- 本契約によるちばぎんカードローン取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで開設できるものとします。
- ちばぎんカードローン取引は、ローンカード(以下「カード」という。)の使用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払い(別途約定のあるものを除く)は行いません。
- ちばぎんカードローン取引にもつづく当座貸越カードを使用して払戻しが行われることにより発生し、また入金することにより減少します。
- 前2項にかかわらず銀行が認めた場合、本契約締結後においてはカード発行前であっても銀行所定の当座貸越元金請求書により払戻しを行うことができるし、取扱い方法については銀行の定めるものとします。
- 現金自動支払機、現金自動預金払い機の使用は、別に定めるローンカード規定にいたします。

第2条 (契約期間)

- 本契約の期間は、契約日の1年後の日の属する月末日とします。ただし、契約期間の前日まで銀行あるいは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この期間はあらかじめ年間延長されることとし、以後も同様とします。
- 契約期間の前日まで銀行あるいは私が長期延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。
 - カード取扱取扱手数料を請求しないこととし、直ちに終了いたします。
 - 契約期間の翌日以降本契約による当座貸越がなくなります。
 - 当座貸越元金利息は、本契約の各条項に従い弁済し、当座貸越元金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとします。
 - 契約期間に当座貸越元金がない場合は、契約期間の満了をもって本契約は当然に解約されるものとします。
- 第1項にかかわらず、契約期間は、私の満65歳の誕生日以降に到来する契約期間をもって満了するとし、契約期間の延長は行わないこととします。その後の手続きは前項と同様とします。

第3条 (貸付限度額)

- 本契約の借付限度額は私が申込みた金額の範囲内であり、銀行および保証会社が審査の上決定した金額をいいます。
- 銀行および保証会社は私の借付状況に関する審査を行い、貸付限度額を上限として利用限度額を定めます。私は利用限度額の範囲内で自由に当座貸越による借付ができるものとします。なお、銀行が利用限度額を超えて当座貸越を行った場合は、私の約定により債務を負担します。
- 私について、銀行および保証会社は、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含みます)することができるものとします。
 - 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - 私の借付状況に関する銀行および保証会社の審査において相当と認められたとき。
 - 前項により、銀行および保証会社は貸付限度額を減額し、利用限度額を減額することができるものとします。
 - 利用限度額の変更に関しては、変更後より銀行に書面にて通知するものとします。
 - 第3項の取扱いにより利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含みます)されている場合、弁済は第5条の定めにより行われます。

第4条 (貸付金利息・損害金等)

- 本契約による当座貸越の利息は付利率100円と毎月銀行所定の日に、銀行の定める利率・方法により算出するものと、計算の都合第1条第3項にかかわらず、当座貸越口座残高につき前日に同意とします。また、銀行が定める利率による借付を行った場合は、支払うべき金額に対して年19.8%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、銀行は利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することができるものとします。銀行は、その変更の内容を銀行の本支店等に掲示するものとします。
- 保証会社の保証に際しては保証料は、私の負担とします。
- 銀行が特に私に対して割引利率を適用した場合は、私に通知するものと銀行はいつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

第5条 (約定返済・任意弁済)

- 本契約による当座貸越の返済は借入要項記載の日(銀行休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済日」という。)に、前月約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日、前貸越残高があり、かつ引き落とし約定返済日前日に借越残高があるもの対象とし)、約定返済日前日現在の当座貸越残高につき前日におき行われ、かつ前日におき行われます。ただし、約定返済日前日現在の当座貸越残高が約定返済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。

約定返済日前日現在の貸越残高	約定返済金額
50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円
100万円超 200万円以下	3万円
200万円超 300万円以下	5万円
300万円超 400万円以下	7万円
400万円超 500万円以下	9万円

- 前項による約定返済のほかは当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を弁済することができるものとします。ただし、証券等は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。なお、入金金額が当座貸越残高に相当する場合は、その超える金額について表題の名称の預金口座(以下「指定預金口座」という。)に振り込まれるものとします。
- 前2項により弁済は、原則として行わないものとします。

第6条 (弁済方法)

- 前条第1項による当座貸越の弁済にあたっては、指定預金口座から引落しをうけ充当していただきます。この場合、普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預け入れが遅れた場合にも当座貸越は、預け入れ後いつでも約定返済額に第4条第2項の損害金を加えた額(以下「弁済相当額」という。)について同額の取扱いを行っていただきます。
- 指定預金口座の約定返済弁済額または弁済相当額に満たないときは、銀行はその一部の弁済にある取扱いは行いません。その余額については期日に弁済がないものとします。この場合、約定返済額または弁済相当額が全額弁済されれば当座貸越の利用を一時中止されても異議ありません。

第7条 (借付金の引落し)

- 本契約の締結に関し、私が負担するべき印紙税等の費用は銀行所定の日、方法により第1条第3項にかかわらず当座貸越口座に引落とす費用の支払いにあてることと同意とします。

第8条 (期間前の全額弁済義務)

- 私について次の各号の事由が生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても、当然に当座貸越元金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元金全額を弁済します。なお、この場合銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。
 - 私の借付停止または破産の申立があったとき。
 - 手形交換所の取引停止の申立があったとき。
 - 私の借付その他の債務に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - 第5条第1項の約定返済を遅滞し、書面等により督促したにもかかわらず翌月の約定返済日までに弁済相当額を弁済しなかったとき。
 - 保証会社から保証の停止または解約の申出があったとき。
 - 7(相続)開始があったとき。
- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行が通知したときに、当座貸越元金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元金全額を弁済します。
 - 私が銀行に対する債務について破産の申立をしたとき。
 - 私が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - 私について、民事再生手続または個人再生手続開始の申立があったとき。
 - 2(取引)に関し私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号の各号に該当する相当の事由が生じたとき。

第8条の2 (反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から経過している者、暴力団構成員、総会系等、社会運動等標榜している者または特殊犯罪暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号の事由が一つでも発生しないことを確約します。
 - 私の事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 私の事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③白身もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していること。
 - 暴力団員等に対する資金等の提供、または便宜を供与するとの関与をうけると認められる関係を有すること。
 - 暴力団は私の事業を営む場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにても該当する行為を行わないことを確約します。
 - 法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。
 - 脅迫に関する、脅迫の言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 威嚇を流布し、偽造を用いたりまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
 - 前各号の各号に該当する行為。
- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもつづく表明、確約に関与して虚偽の申告をしたとき、私の取引を継続することが不適切である場合には、銀行から請求が次第、当座貸越元金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元金全額を弁済します。

【保証委託約款】

保証委託契約者(以下「契約者」という。)は、次の各条項を承認の上、株式会社千代銀行(以下「銀行」という。)との、ちばぎんカードローン契約(以下「原契約」という。)にもつづく、契約者が銀行に代り負担する債務については、株式会社モビット(以下「モビット」という。)に保証を委託します。

第1条 (保証の範囲)

- 契約者がモビットの保証委託する債務の範囲は、原契約に基づき契約者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とします。ただし、モビットが銀行の間で、保証の対象となる借入金の異議取消等の制限を設ける場合は、制限の範囲内で保証が行われ、また、制限の範囲内で保証内容が変更されるも異議ありません。なお、保証内容の変更があった場合でも、契約者が既に原契約にのりて借入した債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかるモビットの保証は、免責事由が生じた場合を除き存続します。
- 原契約の内容が変更されたときは、本契約にもつづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- モビットによる保証は、モビットが保証を適当と認め保証決定をした後、契約者と銀行の間で原契約が締結されたことに基づき行われます。
- 本契約は、原契約の有効期限は、契約者と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新された場合は期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもつづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条 (債務の弁済)

- モビットの保証を得る銀行から融資を受ける場合、契約者は、原契約の各条項を遵守し、期日には元金金とに相違なく支払い、モビットに一切負担をかけません。

第3条 (保証の解除)

- 原契約または本契約にもつづく保証委託の有効期間内であるかを問わず、モビットが必要と認めた場合、契約者は、モビットが保証委託する債務の範囲を解除されても異議ありません。
- 保証債務が履行済みであるかを問わず、モビットの保証債務が免責される事由が生じた場合、契約者は、モビットが既に負担した保証債務の免責も異議ありません。
- 前項により保証を解除された場合でも、契約者が既に原契約にもつづく借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかるモビットの保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第4条 (代位弁済)

- モビットが銀行から保証債務の履行を求められた場合、契約者は、モビットが契約者に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- モビットが銀行から保証債務を弁済した場合、契約者は、銀行が契約者に対して有していた一切の権利がモビットに継承されることに異議ありません。
- 前項によりモビットが継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条 (求償権)

- 前条によりモビットが銀行に対して代位弁済した場合、契約者は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責任を負い、その合計額をただちにモビットに支払います。
 - 前条によりモビットが代位弁済した全額。
 - モビットが代位弁済するに際して発生した費用の総額。
 - 前号①、②の額に対してモビットが代位弁済した日の翌日から契約者が求償債務の履行を完了する日まで、年14.4%の割合(年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算)による遅延損害金。
 - モビットが契約者に対し、前号①からの金額を請求するために要した費用の総額。

第6条 (求償権の事前行使)

- 契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者は第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - 銀行またはモビットに対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - 保全差押、強制執行、競売の申立、破産の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。

- 元金元金全額を弁済します。
- 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとします。また、銀行に損害が生じた場合は、私がその責任を負います。

第9条 (解約等)

- 第8条各号の事由があるときは、いつでも銀行は当座貸越を中止しまたは本契約を解約することができるものとします。
- 前条の規定により、当座貸越元金全額が弁済されたときは、本契約は当然に失効するものとします。
- ちばぎんカードローン取引が終了した場合は、直ちに当座貸越元金を弁済します。
- 本契約による契約期間中に当座貸越元金全額が弁済された場合でも当座貸越元金があるときは、直ちにその全額を弁済します。

第10条 (相殺/任意弁済)

- 本契約の定めにより当座貸越元金全額を弁済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その権利期限のいずれにかかわらず、いつでも銀行は相殺することができます。
- 前項の相殺が行われる場合は、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にわかり預金の払戻しを受け、本契約による銀行の弁済に充当することができます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとし、当該期によって銀行が相殺または払戻充当する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日とせし、利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第11条 (債主からの相殺)

- 弁済期にある私の預金その他の債権と本契約の債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができるものとします。
- 前項により私が相殺する場合にも、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出押印を捺して直ちに銀行に提出します。
- 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日とし、利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第12条 (充当の指定)

- 弁済済または第10条による相殺または払戻充当の場合において、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順の方法により充当することができます。その充当に当たっては異議を述べることができるものとします。
- 第11条により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、以下のとおり取扱いのものとします。
 - 私が前号による指定をしなかったときは、銀行は適当と認める順序方法により充当することができます。私はその充当に当たっては異議を述べることができないものとします。
 - 第2項の指定により債権全額に上乗せが生じたときがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、当該債権の担保、保証その他の書類の印字等を含めみなを考慮し、銀行の指定する順の方法により充当することができます。その充当に当たっては異議を述べることができないものとします。
 - 前2項により銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したもとして、銀行はその順序方法で指定を受けることができるものとします。

第13条 (危険負担/免責事項等)

- 私が銀行に差し出した証券等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にのみして債務を弁済します。なお、証券等は、損失または損傷の銀行の責めに帰することのない事情による場合は、銀行の請求に応じて(代)の証券等を作成し、送附いたします。
- 当座貸越元金支払請求書、相違ないとして取引したときは、その書類、印紙等につき偽造、変造、盗用その他の事故がなされたことによる生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求もありません。
- 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分にあつた費用、および私の権利を保全するために銀行が協力に依頼した費用は、私が負担します。

第14条 (届出事項の変更)

- 1氏名、住所、職業(勤労先)、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届け出をします。この届け出による生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求もありません。
- 私が前項の届け出を怠ったときは、銀行から届出通知と通知済または送付された書類が延着し、または到達しなかったときは、届出遅延による損害は私の負担とし、銀行はこれを請求するものとします。
- 1(氏名)またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見人開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって銀行に届け出するものとします。
- 2(氏名)またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他の必要事項を書面によって銀行に届け出するものとします。
- 3(氏名)またはその代理人は、既に補助、補佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合には、前1号および第2号と同様に届け出するものとします。
- 4(氏名)またはその代理人は、第1号から第3号の届け出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に銀行に届け出するものとします。
- 5(第1号から第4号の届け出の前)に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第15条 (報告・調査)

- 銀行から財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提供または報告を求められたときは直ちに応じます。
- 前条、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じた場合は銀行に報告します。

第16条 (契約の変更)

本契約の内容を変更する場合は、第4条第3項より利率及び損害金の割合が変更される場合を除く。銀行はあらかじめ変更内容および変更日に関する事項を銀行本店に掲示するものとしますが書面にも通知するものとします。この場合、変更日以後は変更後の内容により本契約を履行します。

- 本契約にもつづく請求に関する訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または表題の銀行取扱店の所在地を管轄する裁判所として合意します。
- 第18条(個人情報情報機関の登録等)

1. 個人情報(その履歴を含む。)が銀行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関に提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己的信用取引の判断(返済済みまたは返済済みの調査を含む。)など、銀行法施行規則により、返済済みの個人情報については返済済みの調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人へ郵便不著の有無を含む。)、電話番号、勤務先等の個人情報	下記の情報のおよびそれが登録されている期間
借入金、借入金、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収内容、解約、など)等の事実	本契約期間中および本契約終了日(返済していない場合は返済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当初利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止日から6ヶ月を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の閲覧・閲覧等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報等が、その正確性・最新性維持、管理、個人情報、個人情報情報機関による個人情報に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用のために必要範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員と自己間で相互に提供または利用されることに同意します。
- 前項に規定する個人信用情報機関は次のとおりである。各機関の加盟資格、会員名等は各機関ホームページに掲載されており、必ずしも本契約に添付された登録簿に記載されている情報と一致しない場合がある。各機関で行います(銀行ではできません)。
 - 銀行が加盟する個人情報情報機関
全国銀行個人信用情報センター
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
TEL:03-3214-5100
 - 同機関に提携する個人情報情報機関
株式会社日本信用情報機構(JICC)
<http://www.jicc.co.jp/>
TEL:019-619-1111
 - 株式会社シー・アイ・シー(CIC)
<http://www.cic.co.jp/>
TEL:0120-810-114

(自動融資の規約)

- 本契約を適用する場合には、上記のちばぎんカードローン契約の各条項のほか次の条項が適用されるものとします。
 - ちばぎんカードローン申込書(兼当座貸越契約書)により届け出た指定預金口座が、銀行所定の預金口座振替指定による引落し口座(指定されている場合、その預金口座振替の指定が指定預金口座の支払可能預金残高(指定預金口座に総合口座引当規定もつづく当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる金額を支払可能な金額)を超えない範囲内)となる場合、銀行は指定預金口座の請求をその利用限度額の範囲内で自動的に、その不足金額相当の当座貸越(この当座貸越を以下「自動融資」という)を行い、指定預金口座に入金するものとします。なお、第5条および第6条に定める約定返済金、第7条の諸費用の支払いは、この銀行の融資取引に関し私の負担する債務の弁済金の自動引当、預金の払戻し、預金の振替・送金については、自動融資の対象とされません。
 - 指定預金口座への自動融資は、第3条に定める預金口座振替の範囲内で自動融資の範囲内で自動融資を超える場合は、そのいずれの預金口座振替請求額相当分を自動融資するから銀行の任意とします。
 - 指定預金口座への自動融資による入金(当座貸越口座からの当座貸越)と同日付の現金、振込および振替による指定預金口座への入金があった場合は、モビットは前者を優先して指定預金口座の支払可能預金残高不足に充当する取扱いとしても異議ありません。

以上

- ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④原契約または本契約の条項に違反したとき。
- ⑤その他債権保全のためモビットが必要と認めたとき。

- モビットが前項により求償権を行使する場合、契約者は、原債務に担保があるかを問わず求償に応じるものとし、契約者は、モビットが求償権の債権義務を負ったことを証明し、または担保提供いたします。

第7条 (弁済の充当順序)

契約者の弁済した金額が、モビットに対する債務全額を消滅させるに足りない場合は、銀行はモビットが相当と認められた方法により充当されても異議ありません。なお、契約者によってモビットに対する複数の債務があることも同様とします。

第8条 (通知義務等)

- 契約者の財産、経営、職業、地位、業況等についてモビットから求められた場合、契約者はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変化が生じ、または生じるおそれのある場合、契約者は、ただちに通知しモビットの指示に従います。
- 契約者、住所、職業(勤労先)、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届け出をします。
- 契約者前項の届け出を怠ったときは、モビットが、契約者が銀行に届出があった氏名、住所であつて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第9条 (成年後見人等の届出)

- 契約者またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見人開始された場合、または成年後見人等の氏名、その他必要事項を書面によってモビットに届け出をします。
- 契約者またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または任意後見人等の氏名、その他必要事項を書面によってモビットに届け出をします。
- 契約者またはその代理人は、既に補助、補佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合には、前1項、2と同様に届け出をします。
- 契約者またはその代理人は、前項1から3の届け出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出をします。
- 前項1から3の届け出の前には生じた損害については、モビットに一切負担をかけません。

第10条 (公正証書の作成)

契約者は、モビットの請求があるときは、ただちに強制執行を行使する旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第11条 (管理・回収業務の委託)

本契約は、本契約におきいて有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもつづく法律大臣の認可を受けた債権管理回収専門会社に委託することに異議ありません。

第12条 (債権の譲渡)

契約者は、モビットが契約者に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第13条 (規約の変更)

- 規約の内容を変更した場合、モビットは契約者に通知またはモビットが相当と認める方法により内容を変更します。
- 変更内容に関する通知または公告がされた後、契約者が原契約にもつづく取引をした場合、モビットは契約者がその変更内容に同意したものとみなします。

第14条 (費用の負担)

契約者はモビットが債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条により取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払はモビットの所定の方法に従います。

第15条 (管轄裁判所の合意)

契約者は、本契約に關しての訴訟、調停および和解については、訴訟に関わらずモビット本店(営業所を含む。)所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。